

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年 4月 13日

和歌山県知事

殿



提出者 有限会社千ノ本石材
住所 和歌山県田辺市上秋津834-5
氏名 代表取締役 千ノ本茂一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0739-35-0188

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社千ノ本石材
事業場の所在地	和歌山県田辺市上秋津 834-5
計画期間	令和2年 4月 1日 から 令和3年 3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	資本金 500万円
③ 従業員数	35人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事→分別→がれき類→自社運搬→委託処理業者→再生処理 建設工事→分別→木くず→自社運搬→委託処理業者→再生処理 建設工事→分別→廃プラ→自社運搬及び委託運搬→再生及び埋立処理

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者→現場責任者→A現場担当者
 →B現場担当者
 →C現場担当者

【役割】

- | | | |
|-------|----------------|------------------------|
| 統括責任者 | ・処理業者の現地確認 | ・再生利用推進のための情報収集、ルートの確保 |
| | ・帳簿、提出書類等の作成 | ・マニフェスト保管 |
| 現場責任者 | ・委託契約書の締結 | ・マニフェストの作成、管理 |
| | ・現場担当者への教育、啓発等 | |
| 現場担当者 | ・マニフェストの交付 | ・分別解体、分別排出の徹底 |
| | | ・法令を遵守した作業 |

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類	木くず
排 出 量	38.22 t	3744.1t	1266.91 t

① 現状

(これまでに実施した取組)
 家屋解体等の受注が多いので排出量を抑制することは難しいため現場での分別を徹底し排出物の再資源化を推進している。
 作業条件にもよるが、出来る限りの分別解体・分別搬出を行い、リサイクル処理ができるものに対しては他の廃棄物の混入防止に努めさせた。また、廃棄物、処理方法の情報収集による廃棄物品目の混載防止教育を行った。

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類	木くず
排 出 量	38 t	3744 t	1266 t

②計画

(今後実施する予定の取組)

上記の通り排出量の抑制は難しいがより一層分別に徹底し再資源化促進に努めていくよう推進していく。
 解体手順の見直し徹底する事を促し、作業員に廃棄物に対し他の廃棄物の混入防止に努めさせていく。
 廃棄物、処理方法の情報収集による、より一層細かな分別。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
 分別している廃棄物に対し、他の廃棄物が混入しないように徹底した分別等に努めています。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
 徹底した分別を継続・維持していくとともににより一層細かな分別に取り組んでいける様、作業手順の見直し等、検討し、実施していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	(これまでに実施した取組) 該当なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類	木くず	
	全処理委託量	38.22 t	3744.1t	1266.91 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t		
	再生利用業者への 処理委託量	38 t	3744 t	1266 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減に努めた。 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面に依る委託契約を実施している。					

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類	木くず
②計画		全処理委託量	18 t	4700 t	1430 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	18 t	4700 t	1430 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでの取り組みを継続する。</p> <p>中間処理場・最終処分場の定期的な視察等。</p> <p>処理場まで搬出ルートの選定・見直し。</p> <p>中間・最終処分場の情報収集を行う。</p> <p>廃棄物、処理方法の情報収集。</p>					
※事務処理欄					

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年 4月 13日

和歌山県知事

殿

提出者 有限会社千ノ本石材
住 所 和歌山県田辺市上秋津 834-5
氏 名 代表取締役 千ノ本茂一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0739-35-0188

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社千ノ本石材
事業場の所在地	和歌山県田辺市上秋津 834-5
計画期間	令和2年 4月 1日 から 令和3年 3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	資本金 500万円
③ 従業員数	35人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事→分別→水銀含有廃棄物→自社運搬及び委託運搬→委託処理業者→再生処理 建設工事→分別→特管廃石綿→委託運搬→管理型埋立処理 建設工事→分別→繊維くず→自社運搬→委託処理業者→選別・破碎及び管理型埋立処理

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者→現場責任者→A現場担当者
 →B現場担当者
 →C現場担当者

【役割】

- | | | |
|-------|----------------|------------------------|
| 統括責任者 | ・処理業者の現地確認 | ・再生利用推進のための情報収集、ルートの確保 |
| | ・帳簿、提出書類等の作成 | ・マニフェスト保管 |
| 現場責任者 | ・委託契約書の締結 | ・マニフェストの作成、管理 |
| | ・現場担当者への教育、啓発等 | |
| 現場担当者 | ・マニフェストの交付 | ・分別解体、分別排出の徹底 |
| | | ・法令を遵守した作業 |

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度】(令和2年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	水銀含有廃棄物	特管廃石綿	繊維くず
	排出量	0.054t	0.84t	1.66t
① 現状	(これまでに実施した取組) 家屋解体等の受注が多いので排出量を抑制することは難しいため現場での分別を徹底し排出物の再資源化を推進している。 作業条件にもよるが、出来る限りの分別解体・分別搬出を行い、リサイクル処理ができるものに対しては他の廃棄物の混入防止に努めさせた。また、廃棄物、処理方法の情報収集による廃棄物品目の混載防止教育を行った。			
② 計画	【目標】 産業廃棄物の種類			
	産業廃棄物の種類	水銀含有廃棄物	特管廃石綿	繊維くず
	排出量	0.054t	0.84t	1.66t
	(今後実施する予定の取組) 上記の通り排出量の抑制は難しいがより一層分別に徹底し再資源化促進に努めていくよう推進していく。 解体手順の見直し徹底する事を促し、作業員に廃棄物に対し他の廃棄物の混入防止に努めさせていく。 廃棄物、処理方法の情報収集による、より一層細かな分別。 廃棄物の飛散防止等に対し、徹底させた。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している廃棄物に対し、他の廃棄物が混入しないように徹底した分別等に努めています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 徹底した分別を継続・維持していくとともにより一層細かな分別に取り組んでいける様、作業手順の見直し等、検討し、実施していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	(これまでに実施した取組) 該当なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 令和2年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	水銀含有廃棄物	特管廃石綿	繊維くず	
	全処理委託量	0.054 t	0.84t	1.66 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	0.84 t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	0.054 t	t	1.66 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減に努めた。 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面に依る委託契約を実施している。					

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	水銀含有廃棄物	特管廃石綿	繊維くず
②計画		全処理委託量	0.054 t	0.84 t	1.66 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	0.84 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	0.054 t	t	1.66 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでの取り組みを継続する。</p> <p>中間処理場・最終処分場の定期的な視察等。</p> <p>処理場まで搬出ルートの選定・見直し。</p> <p>中間・最終処分場の情報収集を行う。</p> <p>廃棄物、処理方法の情報収集。</p>					
※事務処理欄					

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年 4月 13日

和歌山県知事

殿

提出者 有限会社千ノ本石材

住 所 和歌山県田辺市上秋津 834-5

氏 名 代表取締役 千ノ本茂一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0739-35-0188

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社千ノ本石材
事業場の所在地	和歌山県田辺市上秋津 834-5
計画期間	令和2年 4月 1日 から 令和3年 3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	資本金 500万円
③ 従業員数	35人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事→分別→ガラス・陶磁器クズ→自社運搬→委託処理業者→再生処理 建設工事→分別→管理型混合廃棄物→自社運搬→委託運搬→選別・再生処理及び埋立処理 建設工事→分別→石綿(ガレキ類)→自社運搬及び委託運搬→埋立処理

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者→現場責任者→A現場担当者
 →B現場担当者
 →C現場担当者

【役割】

- | | | |
|-------|----------------|------------------------|
| 統括責任者 | ・処理業者の現地確認 | ・再生利用推進のための情報収集、ルートの確保 |
| | ・帳簿、提出書類等の作成 | ・マニフェスト保管 |
| 現場責任者 | ・委託契約書の締結 | ・マニフェストの作成、管理 |
| | ・現場担当者への教育、啓発等 | |
| 現場担当者 | ・マニフェストの交付 | ・分別解体、分別排出の徹底 |
| | | ・法令を遵守した作業 |

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度】(令和2年度)実績			
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器 クズ	管理型混合 廃棄物	石綿(ガレキ 類)
	排出量	35.1t	86.86t	25.47t
① 現状	(これまでに実施した取組) 家屋解体等の受注が多いので排出量を抑制することは難しいため現場での分別を徹底し排出物の再資源化を推進している。 作業条件にもよるが、出来る限りの分別解体・分別搬出を行い、リサイクル処理ができるものに対しては他の廃棄物の混入防止に努めさせた。また、廃棄物、処理方法の情報収集による廃棄物品目の混載防止教育を行った。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器 クズ	管理型混合 廃棄物	石綿(ガレキ 類)
	排出量	35.1t	86.86t	25.47t
(今後実施する予定の取組) 上記の通り排出量の抑制は難しいがより一層分別に徹底し再資源化促進に努めていくよう推進していく。 解体手順の見直し徹底する事を促し、作業員に廃棄物に対し他の廃棄物の混入防止に努めさせていく。 廃棄物、処理方法の情報収集による、より一層細かな分別。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している廃棄物に対し、他の廃棄物が混入しないように徹底した分別等に努めています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 徹底した分別を継続・維持していくとともにより一層細かな分別に取り組んでいける様、作業手順の見直し等、検討し、実施していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組) 該当なし		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組) 該当なし		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画		【目標】	
産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 令和2年度）実績】		
① 現状		産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器 クズ	管理型混合 廃棄物
全処理委託量		35.1 t	86.86 t	25.47 t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t	25.47 t
再生利用業者への 処理委託量		35.1 t	86.86 t	
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t	
(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減に努めた。 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面に依る委託契約を実施している。				

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器 クズ	管理型混合廃 棄物	石綿(ガレ キ類)
②計画		全処理委託量	35.1t	86.86t	25.47t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	25.47t
		再生利用業者への 処理委託量	35.1t	86.86t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでの取り組みを継続する。</p> <p>中間処理場・最終処分場の定期的な視察等。</p> <p>処理場まで搬出ルートの選定・見直し。</p> <p>中間・最終処分場の情報収集を行う。</p> <p>廃棄物、処理方法の情報収集。</p>					
※事務処理欄					